

◎新潟県告示第320号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、上越市に係る上越農業振興地域（令和3年新潟県告示第865号）の区域を次のとおり変更する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

上越農業振興地域

2 区域

上越市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第

3号の平面図、以下同様）の青色及び赤色の枠線で囲まれた区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和7年3月28日